

宮城県公報

行 県
發 城
宮 (総務部県政情報・文書課)
宮仙台市青葉区8番1号
宮本町三丁目
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

- 証紙規則の一部を改正する規則

告示

- 有害図書類の指定

○県営土地改良事業の換地処分

- 海岸保全区域の指定

○海岸保全区域の変更

- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (二件)

- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (二件)

- 土地改良区の定款変更の認可 (二件)

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

- 開発行為に関する工事の完了

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

規則

- 証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六十七号

証紙規則の一部を改正する規則

証紙規則（昭和三十九年宮城県規則第三十三号）の一部を次のよう改訂する。

第十一条第一項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同項の表十億円以下の金額の項中「百分の三・二四」を「百分の三・三」に改め、同表十五億円を超える十五億円以下の金額の項中「百分の二・九一六」を「百分の二・九七」に改め、同表二十億円を超える二十五億円以下の金額の項中「百分の二・七」を「百分の二・八六」に改め、同表二十億円を超える二十五億円以下の金額の項中「百分の二・五九二」を「百分の二・七五」に改め、同表二十五億円を超える金額の項中「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の証紙規則第十一条第一項の規定は、令和元年十月一日以後の証紙の売りさばきに係るりざばき手数料について適用し、同年九月三十日までの証紙の売りさばきに係るりざばき手数料については、なお従前の例による。

告示

○宮城県告示第七百五十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
二 雜誌	雑誌	恋愛白書パステル Young Love Comic aya	宙おおぞら出版
三 誌	雑誌	19625-100 2019 10月号 18815-09	宙おおぞら出版
アブノーマル風俗入門			株式会社セブン新社

四 雜 誌	五 雜 誌	六 雜 誌	七 雜 誌	八 雜 誌	九 雜 誌
EX MAX ! DELUXE 特別總集編2019夏	65732-104	封印映像巨乳爆乳吸淫スペシャル 63812-170	裏モノJAPAN 2019 10	01805-110	69491-04
株式会社コスマック出版	69491-04	株式会社鉄人社	まんが日本の悪人の脳みそ 53455-179	まんがこれが現実貧しい日本DX 53455-178	63812-170
株式会社コアマガジン	まんが日本の殺人鬼たち 53455-176	株式会社コアマガジン	53455-179	53455-178	01805-110
株式会社コアマガジン		株式会社コアマガジン			53455-176

二 指定理由

図書類の内容が、一から五の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、六から八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、九の図書類にあつては、甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 処分を行つた地区的名称

王沢地区

二 処分の年月日

令和元年九月十一日

○宮城県告示第七百五十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

沿岸名	海岸の名称	指 定 区 域
三陸南沿		
杉ノ下漁港	漁港名	
区海岸下地	海岸名区	

○宮城県告示第七百五十八号
海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定により、平成三十一年宮城県告示第三百四十九号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

海岸の名称	沿岸名	指 定 区 域
	三陸南沿	
	大沢漁港	
	谷地区津	

沿岸名	海岸の名称	指 定 区 域
三陸南沿		
港海岸	漁港名	
区海岸	海岸名区	
漁港海域保全区域	保全区域とし て指定した気仙沼市 のうち杉ノ下地内 に接する区域	令和元年九月十三日 宮城県告示第七百五十八号により海岸 保全区域として定めた区域

○宮城県告示第七百六十号
令和元年九月十三日

海岸法（昭和三十一年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域

のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和元年九月十三日

海岸名	海岸の名称	指 定 区 域
三陸南沿		
港海岸	海岸名区	
区海岸	海岸名区	
漁港海域保全区域	令和元年九月十三日宮城県告示第七百五十七号により海岸 保全区域として定めた気仙沼市本吉町大沢（津谷）大沢区域内の大沢（津谷）漁港区域内に接する	令和元年九月十三日宮城県告示第七百五十七号により海岸 保全区域として定めた気仙沼市本吉町大沢（津谷）大沢区域内の大沢（津谷）漁港区域内に接する

○宮城県告示第七百五十九号
令和元年九月十三日

海岸法（昭和三十一年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和元年九月十三日

海岸名	海岸の名称	指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
沿岸名	海岸名区	
沿岸名	漁港名	
沿岸名	海岸名区	

林の指定施業要件を変更する予定である。
令和元年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

3 公衆の保健

(一) 変更後の指定施業要件
(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
(一) 立木の伐採の限度

(二) 立木の伐採の限度
(一) 立木の伐採の限度

○宮城県告示第七百六十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

3 公衆の保健

(一) 变更後の指定施業要件

(二) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。○宮城県告示第七百六十三号

亘理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年九月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口浩徳

○宮城県告示第七百六十四号

宮城郡七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年九月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口浩徳

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 隨意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東京2020オリンピック競技大会都市ボランティア支給品 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課 仙台市青葉区本町三丁目一番六号

三 契約の相手方を決定した日 令和元年七月二十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 アシックスジャパン株式会社 東京都江東区新砂三丁目一番十八号

五 契約金額 四千五百二十六万四千二百五十一円

六 契約の相手方を決定した手続 隨意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

東松島市赤井字川前四番十六番一

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字閔の内四号三百五十七番地

東城 良昌

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

令和元年九月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県教育厅人事・給与システム構築業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び提案依頼書による。

3 履行期間 契約締結日から令和四年三月三十日まで

4 履行場所 宮城県庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者

として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

（三）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（四）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（五）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三三五）へ令和元年九月二十四日（火）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十六階宮城県教育庁教職員課給与班
(電話〇二二一二一一三六三四)

2 入札説明書及び提案依頼書の交付期限

令和元年十月四日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和元年十月三日（木）午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

令和元年十月十七日（木）午後五時まで1あて提出することとし、郵送の場合は書留郵便にて同日同時までに到達すること。

5 入札書の提出期限

郵送の場合は配達証明郵便にて令和元年十月二十九日（火）午後五時までに到達することとし、持参による場合は、6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

（一）日時 令和元年十月三十一日（木）午前九時三十分（開場午前九時）

（二）場所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館 三階 三〇四会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Construction of an HR and salary

(7) 令和元年9月13日 金曜日

宮城県公報

management system for Miyagi Prefecture Board of Education Secretariat

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 31, 2022

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline and Place for Bid Submission : Salary Management Section, Personnel Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture October 29, 2019 (Tues.), 5 : 00 p.m.

5 Place and Time for Bid Selection : Conference room 304, 3rd floor of Miyagi Jichikaikan Building, 1-23 Kamisugi, Aoba-ku, Sendai, Miyagi October 31, 2019 (Thurs.), 9 : 30 a.m.

6 Contact Information : Salary Management Section, Personnel Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan TEL: 022-211-3634

7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

宮城県教育庁人事・給与システム構築業務落札者決定基準

「宮城県教育庁人事・給与システム構築業務」（以下「本委託業務」といふ。）の委託に当たり、次により落札者を決定するための審査を実施する。

一 選考方法

1 入札参加者に対し、総合評価一般競争入札（総合評価落札方式）により審査を実施した上で落札者を選考する。

2 入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書は次の場所で交付する。

〒九八〇一八四二一三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁教職員課 給与班（電話〇二二一-一一一一-三六三四）

二 審査機関

総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するための審査機関を設置する。

1 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本委託業務に関する総合評価審査委員会（以下「審査委員会」といふ。）において実施する。

2 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たっての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書の内容が提案依頼書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満たしてゐるか判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとって最も有利か否かに

について審査する。

三 落札者の決定

1 技術提案書の評価要件

本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項及び次の各要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であるも。

ロ 技術提案書の内容が、要件定義書に定める要件を全て満たしたもの。

2 落札者の決定方法

評価を行った者で、技術提案書の内容が四四イによる必須項目の要求要件を全て満たしているもののうち、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるときは（同点のときは）は次の順により決定する。

① 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点が異なる場合
技術提案評価点が高い者を落札者とする。

② 入札参加者それぞれの技術提案評価点及び価格評価点が同じ場合
四四による必須項目における得点が高い者を落札者とする。

③ 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点及び四四による必須項目における得点が同じ場合
入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、千点満点とし、うち技術提案評価点を六百点、価格評価点を四百点とする。
技術提案評価点及び価格評価点の配分

1 技術提案評価点
技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行うものとし、総合評価算定基準調書（以下「基準調書」という。基準調書は一2において配付する。）の評価項目」と行つ。

2 価格評価点
価格評価点の評価は、入札価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において

四 評価基準

1 技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行うものとし、総合評価算定基準調書（以下「基準調書」という。基準調書は一2において配付する。）の評価項目」と行つ。

2 価格評価点

生じた端数は切り捨てる。

価格評価点 価格評価点に配分された最高得点 × (一入札価格／予定価格)

3 基準調書における評価項目

評価項目は、技術評価と体制評価の二つに大別し、次のとおり定めるものとする。実際の評価に当たっては、基準調書における評価項目ごとに細目（以下「細目」という。）を定め、細目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

イ 技術評価

- ① 機能に関する項目
- ② 拡張性、柔軟性に関する項目
- ③ ランニングコストに関する項目

ロ 体制評価

サービス体制に関する項目

4 基準調書における必須事項

細目ごとに次の区分による分類を行う。

イ 必須項目

ロ 推奨項目

5 基準調書における評価方式

評価方式は、次の方式を用いるものとする。

なお、評価方式は、審査委員会において定める。

判定方式

提案内容を数値化することが困難なため、項目又は細目にA・B・C・Dの四段階（以下「四

段階評価」という。）又はA・Bの二段階（以下「二段階評価」という。）で判定する。

四段階評価の場合、Aに「満点」、Bに「Aの概ね半分の点」、Cに「Bの概ね半分の点」、Dに「零点」を付与することを標準とし、二段階評価の場合、Aに「満点」、Bに「零点」を付与することを標準とする。いずれの場合も、項目又は細目ごとの重要度に応じ、段階ごとの配点を加減する。

五 評価方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとするが、その他の必要事項に応じ技術提案書、附属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

1 書面審査 技術提案書及び付属資料により審査する。

2 対面審査 書面審査上確認しがたい内容について口頭審査を行う。

六 審査の方法

1 第一次審査

書面審査により、第二次審査の対象となる者を下記により選定する。

三1の基準を満たす技術提案が四件以上の場合には、四に定める評価基準により評価を行い、評価の高い提案を行った三者を選定する。

ただし、三1の基準を満たす技術提案が三件以下の場合には、第一次審査は行わず、すべて第二次審査の対象とする。

2 第二次審査

書面審査及び対面審査により行う。

六1により第二次審査の対象となつた者について、以下のとおり対面審査を行い、落札者を決定する。

イ 日 時 令和元年十一月八日（金）午後一時から午後三時の間で、一者あたり三〇分以内（発注者からの質問時間なども含む。）とする。

ロ 場 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎
ハ 出席人数 出席者は五人以内とする

七 その他

入札をした者は、入札後において、入札説明書、提案依頼書、落札者決定基準等並びに提出した技術提案書及び附属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百九号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のよう
に改正する。

令和元年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

下山住宅集会所の項を削り、東松島市矢本西市民センターの項中「同 市矢本字上河戸二六二番地六」を「同 市小松字向田一九八番地一」に、東松島市上区生活センターの項中「同 市赤井字星場三二〇番地二」を「同 市赤井字星場三一二番地一九」に、東松島市下区生活センターの項中「同 市赤井字館前二五九番地三」を「同 市赤井字館前二五九番地一」に、東松島市裏沢生活センターの項中「同 市大塩字前三郷一四番地二」を「同 市大塩字前三郷一四番地五」に、

東松島市四反走集会所の項中「東松島市四反走集会所」を「東松島市四反走地区集会所」に、「同市矢本四反走一六九番地」を「同市矢本字四反走一六九番地」に、東松島市大塙地区学習等公用施設の項中「同市大塙槌ノ口二五番地」を「同市大塙字槌口二五番地」に改める。